

レクリエーション活動備品貸出事業要綱

1 目 的

地域や近隣におけるふれあい、交流事業を行うグループ・団体に備品を貸し出すことで活動の活性化を図り、住民間交流を促進することを目的とする。

2 貸 出

豊岡市社会福祉協議会理事長は市内のグループ・団体に対し、申請に基づき、備品を貸出すものとする。

貸出を行う備品は、別表 1 に掲げるとおりとする。

3 対象者

豊岡市内に居住し、地域住民・構成員のふれあい、交流を促進する活動を行うグループ・団体。

4 一部負担及び貸出期間

- (1) 貸出を受ける者は無料で貸出を受けることができるが、貸出備品を不注意により汚したり、破損故障させた場合等については、貸出を受けた者が修理するものとする。
- (2) 貸出期間は備品を管理する地区センターと調整の上、最長 1 4 日間とする。

5 貸出申請

備品の貸出を受けようとする者は、レクリエーション活動備品貸出申請書（様式別紙 1）をもって貸出を希望する備品を管理する地区センターに申請するものとする。

6 備品の返却

備品の使用を終えた者は、速やかに備品を管理する地区センターに返却をするものとする。

付 則

この要綱は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。